

## 本学が実施する定期健康診断以外の健康診断結果の提出について

国立大学法人においては「労働安全衛生法」第66条の規定により、事業主である大学は、職員に対し定期健康診断を実施しなければなりません。

ただし、大学が行う定期健康診断の代わりに、他の医療機関において、

健康診断（人間ドック、生活習慣病予防健診等）を受け、その結果を証明する書面を大学へ提出した場合には、大学が行う定期健康診断を受けなくてもよいこととなっています。

なお、提出されない方は、本学での健康診断受診率等の統計上未受診の扱いといたしますので、ご了承ください。

### 【取扱い】

#### 1. 文部科学省共済組合が実施する人間ドック助成事業により受診される方

文部科学省共済組合が実施する人間ドック助成事業の人間ドックを受診のため、web 申込みにあたり結果を所属機関へ提供することに同意してください。

同意をされなかった場合は、本人あての健診結果の写しを所属する部局等の提出先へ必ず提出していただきますのでご了承ください。

#### 2. 上記以外で本学が実施する定期健康診断を受診されない方

本人あての健診結果の写しを所属する部局等の提出先へ提出くださるようよろしくお願いいたします。

**【提出先】**

所属部局等	提出先
松本キャンパス (医学部, 医学部附属病院, 教育学部松本附属学校園を除く)	総合健康安全センター
医学部	庶務係
医学部附属病院	総務課職員・安全係
教育学部	分室 (保健室)
教育学部附属学校園	各学校園保健室
工学部	分室 (保健室)
農学部	分室 (保健室)
繊維学部	分室 (保健室)

**【健診結果写しを提出する場合の注意点】**

- 健診結果のうち下記項目の数値が記載されている部分の写しを提出願います。  
 なお, 下記以外の項目が記載されている場合は, 差し支えがある部分を黒塗り等により消したものを提出していただいても結構です。

全教職員	年度末(3月31日)の年齢が 35歳及び40歳以上の職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長</li> <li>・体重</li> <li>・視力</li> <li>・聴力</li> <li>・胸部エックス線</li> <li>・血圧</li> <li>・血液検査(貧血・脂質・肝機能・血糖)</li> <li>・尿検査(糖・蛋白)</li> </ul>	左記項目に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲</li> <li>・心電図</li> </ul>

(根拠法令：労働安全衛生規則第44条)